

平成 27 年 1 月

レセプトの特記事項の記載について

今般、70歳未満における高額療養費の所得区分が細分化されたことに伴い（平成27年1月1日施行）、平成27年1月診療分以降は、レセプト「特記事項」欄の記載が変更になりました。

受給者証等の「適用区分」に記載がある場合には、その区分に応じ、レセプトの「特記事項」欄に記載してください。

なお、平成26年12月診療分以前は従前の特記事項記載になります。

【平成27年1月診療分から】

（変更箇所を色付けしています。）

受給者証の適用区分	レセプトの特記事項欄への記載	
ア	26区ア	31多ア（※多数回の場合）
イ	27区イ	32多イ（※多数回の場合）
ウ	28区ウ	33多ウ（※多数回の場合）
エ	29区エ	34多エ（※多数回の場合）
オ	30区オ	35多オ（※多数回の場合）
Ⅳ	17上位	22多上（※多数回の場合）
Ⅲ	18一般	
Ⅱ	19低所	
Ⅰ		



【平成26年12月診療分まで】

医療券の適用区分	レセプトの特記事項欄への記載	
A	17上位	22多上（※多数回の場合）
B	18一般	23多一（※多数回の場合）
C	19低所	24多低（※多数回の場合）
Ⅳ	17上位	22多上（※多数回の場合）
Ⅲ	18一般	
Ⅱ	19低所	
Ⅰ		